

「みちのくでんさいサービス利用規定」新旧対照表 (改定日:2023年5月1日)

新	旧	備考
<略>	<略>	
<p>第5条 (利用申込)</p> <p>1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続きを行うものとします。</p> <p>2. 「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定の必要書類を添付するものとします。</p> <p>3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。</p> <p>(1) 「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしていること。</p> <p>(2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインターネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。</p> <p><u>(3) ビジネスインターネットバンキング契約を当行と締結していること。</u></p>	<p>第5条 (利用申込)</p> <p>1. 本サービスを利用するには、本規定ならびに「業務規程」および「業務規程細則」を熟読しその内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の「利用申込書」に所定の事項を記載し、本条8項に定める決済口座を開設している当行本支店窓口にて申込手続きを行うものとします。</p> <p>2. 「利用申込書」とともに、でんさいネットおよび当行所定の必要書類を添付するものとします。</p> <p>3. 利用契約の締結要件は以下の通りとします。</p> <p>(1) 「業務規程」の利用契約締結要件をすべて満たしていること。</p> <p>(2) でんさいネットからの通知を受ける手段としてインターネットメールの利用環境を常時使用できる状態で保有していること。</p>	<p>・ 条文の追加</p>
<略>	<略>	
<p>第8条 (当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)</p> <p>1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められた以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当行の運営を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合</p>	<p>第8条 (当行またはでんさいネットによる利用契約の解除)</p> <p>1. 当行は利用者が「業務規程」第16条第1項に定められた以下の事由に該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除できるものとします。</p> <p>(1) 「業務規程」第18条第1項に規定する債務者利用停止措置を受け、または業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、でんさいネットおよび当行の運営を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合</p>	

「みちのくでんさいサービス利用規定」新旧対照表 (改定日:2023年5月1日)

新	旧	備考
<p>(3) 「業務規程」第12条第1項(同項第7号に掲げる事由を除く)、第2項または第3項に規定する要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 死亡した場合</p> <p>(5) 公序良俗に違反する行為を行った場合</p> <p>(6) 決済用の預金口座が強制解約された場合、その他「業務規程」第12条第4項に規定する利用契約の締結要件を満たさなかった場合</p> <p>(7) でんさいネットが当行との間の業務委託契約を解除する場合</p> <p>(8) その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合</p> <p>2. <u>本規定第5条第3項に定める締結要件を満たさない場合。</u></p> <p>3. 前2項により当行が利用契約を解除する場合は、利用者に通知するものとします。なお、当行が解除の通知を利用者の届出の住所に宛てて送付した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しない場合、または延着した場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p align="center"><略></p>	<p>(3) 「業務規程」第12条第1項(同項第7号に掲げる事由を除く)、本条第2項または第3項に規定する要件を満たさなくなった場合</p> <p>(4) 死亡した場合</p> <p>(5) 公序良俗に違反する行為を行った場合</p> <p>(6) 決済用の預金口座が強制解約された場合、その他「業務規程」第12条第4項に規定する利用契約の締結要件を満たさなかった場合</p> <p>(7) でんさいネットが当行との間の業務委託契約を解除する場合</p> <p>(8) その他でんさいネットまたは当行が前各号に準ずると認めた場合</p> <p>2. 前項により当行が利用契約を解除する場合は、利用者に通知するものとします。なお、当行が解除の通知を利用者の届出の住所に宛てて送付した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しない場合、または延着した場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p align="center"><略></p>	<p>「本条」を削除し、適用条文を明確化しました。</p> <p>・当行がでんさいの利用契約を解除する要件の追加。 ・項番の繰下げ及び「前項」⇒「前2項」とし適用条文を明確化しました。</p>

以上